

一部福祉用具に係る貸与・購入選択制の導入について

令和6年4月1日より、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。

選択購入の対象となる福祉用具

- ・固定用スロープ（持ち運びを要しないもの）
- ・歩行器（歩行車を除く）
- ・単点杖（松葉づえを除く）
- ・多点杖

（※いずれも公益財団法人テクノエイド協会が購入対象としている商品のみを給付対象とします。）

選択制の対象福祉用具の提供について、介護支援専門員または福祉用具専門相談員は利用者に次の説明・提案を行ってください。

- ・貸与（レンタル）と購入のいずれかを利用者が選択できること。
- ・利用者の選択に当たってメリットデメリットを含め、必要な情報を提供すること。
- ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案すること。

検討内容は特定福祉用具貸与計画や福祉用具販売計画、モニタリングシート等に必ず記録し、保管してください。金沢市への提出は不要です。

選択制の対象福祉用具の提供後は、福祉用具専門相談員が下記の対応を行ってください。

貸与（レンタル）を選択した場合

- ・利用開始後少なくとも6か月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討すること。

購入を選択した場合

- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認すること。
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うように努めること。
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供すること。

【問い合わせ先】金沢市介護保険課（給付係）電話 076-220-2264